

## 新見市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻により新生活を始めるための費用を応援することで、少子化対策や定住対策に資することを目的に、婚姻の手続きを行った夫婦に対し、予算の範囲内で新見市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年4月1日以降に婚姻届を受理された夫婦をいう。
- (2) 補助対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。
- (3) 家賃 建物賃貸借契約に定められた賃借料（共益費を含む。）の月額をいう。
- (4) 住宅賃借 賃貸住宅を所有し、又は転貸する者（新婚世帯と3親等以内の親族である者を除く。）との間で建物賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。
- (5) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給し、又は負担する住宅に関する手当等の月額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、新婚世帯であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次条により算出した新婚世帯の所得が500万円未満であること。
- (2) 婚姻届を受理された日（以下「婚姻日」という。）時点において、夫婦の年齢が共に39歳以下であること。
- (3) 第7条の規定による補助金の交付申請をする日（以下「申請日」という。）において、婚姻を継続し、市内の同一の住宅を住所地として住民基本台帳に登録されていること。
- (4) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 夫婦共に新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成24年新見市条例第28号）第2条第1項に規定する特別措置の対象とならないこと。
- (6) 過去にこの制度に基づく補助を受けた者がいないこと。ただし、補助対象期間の間に補助金の交付を受けた世帯であって、受給額が第6条第1項第1号及び第2号に規定する補助金額に達しなかったものを除く。
- (7) 夫婦共に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- (8) 市が指定する講座等に参加する意思があること。

(新婚世帯の所得の算出方法)

第4条 前条第1号に定める新婚世帯の所得の算出方法は、申請日において、直近の所得証明書をもとに、当該夫婦の所得を合算するものとする。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明書により得た新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。この場合、控除することができる貸与型奨学金の返済額は、直近の所得証明書の期間と同一期間のものとする。

(補助要件及び補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分、補助要件及び費用は、別表に定めるとおりとする。

2 補助対象経費のうち、婚姻に伴う住宅賃借に係る経費については、新婚世帯が勤務先から住宅手当を支給されているときは、補助対象経費から当該手当の額を控除するものとする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条に規定する補助対象経費の全額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の新婚世帯 600,000円

(2) 前号以外の新婚世帯 300,000円

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとし、補助金額が1,000円未満であるときは、補助金を交付しないものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新見市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第6号ただし書に該当する世帯の場合、直近の交付申請時において既に提出された書類については、内容に変更が生じる場合を除き、提出を省略することができる。

(1) 新婚世帯全員の住民票の写し

(2) 戸籍謄本等

(3) 新婚世帯の所得証明書

(4) 新婚世帯の納税等状況調査同意書

(5) 新婚世帯が奨学金を返済している場合には、当該奨学金の返済額が分かる書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助対象経費が別表に定める婚姻に伴う住宅取得に係る経費（以下「住宅取得経費」という。）であるときは、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し

(2) 補助対象期間内に住宅取得経費を支払ったことが確認できる書類

3 申請者は、補助対象経費が別表に定める婚姻に伴う住宅賃借に係る経費（以下「住宅賃借経費」という。）であるときは、第1項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 建物賃貸借契約書の写し
- (2) 補助対象期間内に住宅賃借経費を支払ったことが確認できる書類
- (3) 給与所得がある新婚世帯の場合には、給与所得がある者に係る住宅手当支給証明書（様式第2号）

4 申請者は、補助対象経費が別表に定める婚姻に伴う住宅リフォームに係る経費（以下「住宅リフォーム経費」という。）であるときは、第1項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅リフォームに係る請求明細書（施行内容及び積算内容を確認できるもの）
- (2) 補助対象期間内に住宅リフォーム経費を支払ったことが確認できる書類

5 申請者は、補助対象経費が別表に定める婚姻に伴う引っ越しに係る経費（以下「引っ越し経費」という。）であるときは、第1項に掲げるもののほか、補助対象期間内に引っ越し経費を支払ったことが確認できる書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、新見市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 申請者は、前条の交付決定通知を受けたときは、速やかに新見市結婚新生活支援事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第10条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに申請者に支払うものとする。

（交付の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反する事実があったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に申請者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条に規定する補助金の返還に関しては、同日以降もなお、その効力を有する。

別表（第5条、第7条関係）

区 分	要 件	費 用
婚姻に伴う住宅取得に係る経費	新婚世帯が、住宅の工事請負契約書又は売買契約書を作成し、新婚世帯の夫婦合わせて2分の1以上の持ち分を有する住宅の取得費を支払っていること。	補助対象期間内に婚姻に伴い住宅を取得する際に支払った費用を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1) 土地代 (2) 設備・備品購入費用 (3) 登記に要した費用 (4) 市の他の制度による補助を受けている費用 (5) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする費用
婚姻に伴う住宅賃借に係る経費	新婚世帯が、婚姻に伴い賃借した住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃等を支払っていること。	補助対象期間内に婚姻に伴い住宅賃借する際に支払った費用で、家賃、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、市長が適当でないとする費用については、補助対象としない。
婚姻に伴う住宅リフォームに係る経費	新婚世帯が、婚姻に伴い居住用に供する住宅リフォーム費用を支払っていること。	補助対象期間内に婚姻に伴い住宅リフォームをする際に支払った費用を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1) 倉庫、車庫に係る工事費用 (2) 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用 (3) エアコン、洗濯機等の家電の購入、設置に係る費用 (4) 市の他の制度による補助を受けている費用 (5) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする費用
婚姻に伴う引っ越しに係る経費	新婚世帯が、婚姻に伴い引っ越しを行い、当該費用を支払っていること。	補助対象期間内の間に引越業者又は運送業者へ支払った費用を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 (1) 不要となった家財道具の処分に係る手数料

	(2) 前号に掲げるもののほか、 市長が適当でないと認める費用
--	------------------------------------